

令和 6 年 7 月 2 6 日

令和 6 年 度 第 1 回

塩竈市入札監視委員会会議録

塩竈市管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和6年7月26日（金曜日）午後2時00分 開会

出席委員（4名）

浦井義光委員長
赤石雅英委員長職務代理
品田誠司委員
高野晃委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

商工観光課
まちづくり・建築課
水産振興課
土木課
市立病院事務部業務課
環境課
学校教育課

各課（係）長

事務局出席者

総務部長
総務部管財契約課長
総務部管財契約課契約係長

1. 開会
2. 委員の紹介
3. 委員長の選任
4. 委員長職務代理の指名
5. 報告
6. 抽出事案の説明
7. 議題

(1) 抽出事案の審議

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ①令4－依・単 旅客ターミナル施設オブジェ撤去改修工事 | 【商工観光課】 |
| ②令4－依・4災・補 寒風沢漁港災害復旧工事 | 【水産振興課】 |
| ③令5－単 市立病院GHP（病棟系統）改修工事 | 【市立病院事務部業務課】 |
| ④令和6年度 清掃工場施設運転管理業務委託 | 【環境課】 |
| ⑤塩竈市外国語指導助手派遣業務委託 | 【学校教育課】 |

これより、塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員名及び企業名は伏せて公開

○委員長 本日の流れでございますが、まず初めに、工事請負契約3件を審議の後、休憩を挟みまして、引き続き業務委託契約2件の審議を行います。

まず初めに、「令4-依・単 旅客ターミナル施設オブジェ撤去改修工事」について、担当課及び事務局から説明をお願いいたします。

○商工観光課 それでは、担当課でございます商工観光課からご説明させていただきます。

資料2の1ページをお開きください。

「令4-依・単 旅客ターミナル施設オブジェ撤去改修工事」についてでございます。

工事の概要ですけれども、工事名は記載のとおりでございます。場所は、港町にございます旅客ターミナル、マリンゲート塩釜の3階屋上部分にございましたパーゴラと呼ばれるオブジェ撤去工事でございます。

工事の内容につきましては、そのオブジェの撤去、また、撤去後の改修工事、当場所に設置されておりました臭気管の改修工事となっております。当時、築27年ほど経過しまして、経年劣化と震災地震等、その他の地震等を受けまして、亀裂が生じるなど危険が高まっていると判断されたため撤去を行ったものです。

契約日は令和6年1月25日、工期は1月25日から令和6年5月15日まで。

契約額、受注者につきましては記載のとおりでございます。

なお、平面図ですけれども、右下の平面図のうち、左上の、ちょっと薄くなっておりますが、網かけになっている部分、こちらの部分が工事の箇所となっております。

担当課からは以上でございます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料2ページをお開き願います。2ページです。

まず、資料の上段、発注方法といたしましては、指名競争入札を採用しております。

2の資格要件等ですが、主な指名の理由といたしまして、本市の指名登録業者であり、市内に営業所等を有し、建築一式工事A・Bランクで登録があること、指名停止などの期間中ではないもの、これらを満たす17者を指名しております。

4の金額等ですが、落札価格が税抜きで790万円、落札率が87.88%。

5の契約の相手方は、D社となっております。

続きまして、資料4ページをお開き願います。4ページです。

こちらは、本案件の契約台帳となっております。

右側の表をご覧ください。

こちらが入札の経過が分かる資料となっております。

先ほどご説明したとおり、17者指名いたしました、13者が棄権または辞退となり、4者が入札参加し、1回目の入札で落札となりました。

なお、最低制限価格につきましては、工事請負契約につきましては積算額130万円以上のものに設定しているところでございます。

私からは以上となります。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、ご質問のある委員の先生、ご質問お願いいたします。

委員、お願いいたします。

○委員 すみません、今、最低制限価格130万以上という金額基準なんですか。それとも、何か通常だと率かなと思うんですけれども、そこを教えてください。

○事務局 こちら積算額で130万円以上のものが契約課で発注の業務を行っておりまして、そのものに対して最低制限価格を設けるという形になっております。

○委員 何%。

○事務局 すみません、最低制限価格の積算につきましては、詳しくは塩竈市建設工事執行規則の第11条に規定されておりまして、予定価格の算出の基礎となった直接工事や共通仮設費、現場管理費、一般管理費を基にそれぞれ率を用いておりまして、それに応じて算出しているというもので、一律何割というものではありません。

○委員 結局、そこに最低制限価格を設けるということの理由、一番、金額云々よりも、なぜそういう率を、率割、最低制限価格を設定したのかという理由が重要かなと。一般論としては、やれる能力もないのにやたら低い金額で入札して、受けたはいいいけれども満足な工事ができなかった、これでは困るから最低価格を設定するのではないかというふうに私は理解しているんですけれども、それについては、当然、長い年月で様々な経済状況も変わってくるので、定期的にちゃんと見直しして、過去はこうだったけれども、この業者だったらやれるんじゃないのと。ちょっと私これ見まして、E社さんなんか塩竈市から何ぼでも発注して結構やっ

ている業者さんで、取ったのが790万で、E社さん745万で45万しか違わなくて失格。だから、何だかなという、もう素朴な疑問なんです。だから、その辺で最低制限価格の何か合理的な理由というんでしょうか、それをちょっと教えてもらえればなというふうに思っております。

○事務局 最低制限価格につきましては、ダンピング対策として、国や県、様々な自治体で行っているところございまして、本市でも採用させていただいているところございます。

本市の独自にちょっと設定するというノウハウがないものですから、ある一定程度、県とか国のこれまでの率を参考とさせていただきながら、最低制限価格でありますとか、あとは失格基準などを設けているのが実情でございます。

○委員長 どうぞ。

○事務局 ちょっと補足なんですけれども、先ほど委員おっしゃるとおり、このダンピング対策、最低制限設ける大きな理由といたしまして、粗悪工事をまず除くというのがまず大きな点だと思います。

あとさらに、昨今、担い手不足、工事だったり、コンサル業界については、若手がなかなか定着しないということになっていまして、そういった意味からも、最低制限価格を設けないで、ダンピングをされてしまいますと、結局、コンサル業務の費用は、ほぼ人件費ということになっていきますので、そういった人件費のほうに跳ね返ってしまうというような大きな課題があります。そういった課題があることから、特に国や県も、担い手不足だったり、技術者不足というのを改善しようという点からダンピング対策だったり、近年では週休二日とか、そういった労働環境の改善という視点からも最低制限価格を推進しているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長 どうぞ、よろしくお願いします。委員、お願いします。

○委員 これ、最初の請負契約の審議事案の発注事業一覧表を見ると、屋上のオブジェもそうですが、恐らく近い施設外部改修もそうなんですが、非常に不調が続いているという状況で、なおかつ、今回も17者が入って結局4者ということなので、不調が続くという状況下でどのような対策というか、不調の要因というのをどのように分析されているのかということと、対策というか、どのような見直しをされてきたのかということについて教えていただければと思います。

○事務局 まず、不調の理由でございますが、業者さんのほうが指名競争入札ですと辞退したいという場合、辞退届を出していただくことになっております。今まで持参ですとか、郵送で送っていただいたんですけれども、本年5月からホームページ上でもその辞退届のフォームを作りまして、その中で必ず辞退理由を選択していただくような形での集計を取っております。5月から現在に至りまして、やはり一番辞退理由が多かったのが、技術者の配置が困難だというのが一番大きな理由でございます。次に、手持ち工事ですね、手持ち工事がいっぱいということでの辞退が2番目の理由でございました。

あと、その不調に伴いまして、どういった見直しを行っているのかというご質問なんですけれども、令和5年度からちょっと我々のほうでも入札事務の関係で発注の見直しを行ってまして、まず、1つ目といたしましては、発注見通しの公表時期の見直しを行っております。今までですと、当年度に入りまして4月に発注見通しをお示ししたんですけれども、なかなかそれでは業者さんのほうが受注計画を立てにくいんじゃないかと、受注の期間ですね、なのでちょっと前倒ししまして、4月下旬じゃなく3月下旬、1か月ほど前倒しして発注見通しの公表をしております。

あと、入札時の改革ということで一般競争入札適用範囲の拡大も行っております。今までですと工事設計業務につきましては3,000万以上で一般競争入札を行っていたんですけれども、それを令和5年から1,000万以上ということで引き下げまして、より競争率を高めようという取組をしております。

あと、建設工事の発注に係るランクの見直しということで、本市ですと、土木工事の不調が多いんですけれども、今までですと1,000万未満の工事につきましては土木のCランク業者のみで行っていたんですけれども、ちょっとそれでは不調の割合が多いということで、その1,000万未満の工事につきましては、今までのCランクと、あと上位のBランクも合わせまして不調対策を行っております。

あと、不調対策ではないんですけれども、ちょっと先ほど申し上げたとおり、ちょっと繰り返しになるんですけれども、建設関連業務に関しましては、ダンピング対策ということで令和5年からの最低制限価格を設けたということと、あと、あわせて、今まで建設関連業務については前払い金とかも払っていなかったのが、そこを前払い金もお支払いできるようにしたというのが大きな制度改革でございます。

以上でございます。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 ちょっと質問なんですけれども、この失格になられた業者に、何で失格になったのかという理由なり、そういったものの通知、だから先ほどの質問とちょっと関係あるんですけれども、例えば、内部にある一定の比率の基準があって、その基準よりも下回ったんで失格ですというふうな通知であればいいんですけども、その計算方法がやたら何か複雑で、ほかからの人ではよう分からんという、要は透明性の一つだと思うんです。入札が自分が指名された合理的な理由、失格者についても失格となった合理的な理由、こういったものをできるだけ透明性をもって開示していただければ、そうすると業者さんはまたそれを見て、じゃあ、ここはこういうのが、最低入札制限価格あるとすれば、そのこのところを注意しながらやればいいんだなという、そういったいい方向に行く一つのあれになるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

○事務局 委員おっしゃるとおり、先ほどちょっとこちらでもご説明したんですけれども、まず、最低制限価格の率につきましては、一応本市のホームページのほうの、ちょっと分かりづらいですが、例規集のほうに、工事執行規則のほうに載せております。その率ですが、例えば、一般管理費とか現場管理費であったり、そういったことに関しましては4項目ぐらい項目ありまして、それぞれの率を掛け合わせて、それを足したものが最低制限になるんですけれども、それも業者さんからすれば、その項目は、積算実際されていますので、その率が分かれば最低制限価格は分かるものと理解するんですけれども、ただ、一般的な業者さんがその最低制限の率を我々のほうのホームページを見てすぐ分かるかと言われれば、それは確かにちょっと分かりづらいところにあるかと思しますので、そういった意味では、そこをちょっと分かりやすいところに載せていくかなりの改善は必要なのかなと思います。

以上です。

○委員 ちゃんと一応計算できるような内容は公表しているという。だから自分で分かるはずだということですね。はい、分かりました。

○委員長 お願いします。

○委員 確認と質問なんですけど、一般競争入札と指名競争入札の分けの考え方が、先ほど金額で、以前は3,000万円というのがそのラインなんだけれども、今は1,000万。1,000万以上の工事については、原則、一般競争入札を適用しているということでよろしかったですか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○委員 あともう一つお聞きしたかったのが、塩竈市さんの場合は、入札されるときに応札される業者さんに、その応札金額に見合った工事費内訳書というのは提出させていますか。

○事務局 工事につきましては必ず提出させております。我々扱っている案件、指名競争入札、競争入札に関しては必ず提出いただいております。

○委員 そうしたときに、あくまで失格させるのはトータルの金額だけで、いわゆる最低制限価格を下回ったということで失格にしているのか、それとも、工事費内訳書に記載されている直接工事費だったり、共通仮設費だったり、現場管理費だったりという、その諸経費の部分もそれぞれのいわゆる最低制限価格を出すための率がありますけれども、それを下回っているとか、下回っていないとか、そういう細かいチェックまでされているんですか。

○事務局 おそらく宮城県さんはそういったやり方されていると思うんですけども、我々塩竈市といたしましては、あくまでその最低制限価格合計値を下回れば一発で失格という取扱いをさせていただいております。

○委員 分かりました、ありがとうございます。

○委員長 他の先生、よろしいでしょうか。

それでは、市のほうからはございますか。ないですか。それでは、ありがとうございました。

これで「令４－依・単 旅客ターミナル施設オブジェ撤去改修工事」の質疑を終わります。

それでは、担当課職員の方の交代をお願いいたします。

よろしいですか。

続きまして、「令４－依・４災・補 寒風沢漁港災害復旧工事」につきまして、担当課及び事務局から説明をお願いいたします。

○土木課 それでは、水産振興課から受託工事を受けております土木課から工事の概要を説明させていただきます。

まず、１ページをご覧ください。

工事名は「令４－依・４災・補 寒風沢漁港災害復旧工事」になります。

工事場所は塩竈市浦戸寒風沢地内、工事目的は、令和４年３月１６日に発生した福島県沖地震により被災した漁港施設の復旧工事となります。

工事内容です。

右の図面の３にあります標準断面図の①をご覧ください。

こちらに赤字で記載しておりますが、この上部コンクリート、岸壁の海側にある構造物になりますが、地震により海側に変位したことによりまして背面のコンクリート舗装に沈下もしくはひび割れ等が発生したために、元の形に復旧する内容でございます。

以下、②から⑤も地震で変位した施設の原形に復旧する工事で、それぞれ記載のありますボリュームの工事内容となっております。

契約日、以下の記載のとおりでございます。令和5年12月5日。

工期は令和5年12月6日から6年11月29日、契約額1億4,300万、受注業者、F社でございます。

土木課からは以上です。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料2ページをお開き願います。

発注方法は、一般競争入札総合評価落札方式を採用しております。

2の資格要件等ですが、主な参加資格の条件といたしまして、営業所等を宮城県内に有していること、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること、経営規模等評価結果通知総合評価値で土木一式工事の評価点が700点以上、かつ、1級技術者が2名以上いること、これらを満たすのが413者となり、この要件で一般競争入札を実施いたしました。

4の金額等ですが、落札価格が税抜きで1億3,000万円、落札率が97.60%。

5の契約の相手方は、F社となっております。

続きまして、資料4ページの契約台帳をお開き願います。

右側の表をご覧ください。

1者が入札参加し、1回目の入札で落札となりました。

最後に、今回抽選理由となりました本市の総合評価落札方式の基準でございますが、本市の発注基準といたしまして、建設工事の設計金額が3,000万円以上、かつ、工種が土木一式工事、建築一式工事、管工事、舗装工事、水道布設工事の5工種におきまして一般競争の総合評価落札方式を現在採用しております。総合評価落札方式の種類といたしまして、特別簡易型を採用しており、評価項目のうち地域貢献度の割合が高いのが特徴です。

1者応札となった要因でございますが、その時点での事業者の状況などから応札者が1者となったものと考えておりますが、なお、指名競争入札では、辞退届を提出いただく際に回答フォームでの受付も行っており、先ほどの説明の繰り返しになりますが、その際に伺ってい

る辞退理由では、作業員の確保が困難なためや手持ち工事（業務）が多く、本案件の施工体制が整わないためと回答される方が多くいらっしゃいました。

説明は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員 すみません、結果論でもう言ってもしょうがないというのはあるんですけども、これだと総合評価であれ何であれ1者しかなかったんだから、もう、しかも1回目でオーバーしていたからもう一回どうでしょうかということで、たまたま2回目で決まったと。なのでね、競争を確保できるように一般に公募しているし、なかなかこれについては仕方ないのかなというところはあるんですけども。

ちなみに、これ予算はどちらから。独自予算、それとも国のほうから、県のほうから。

○土木課 こちら災害復旧でございますので、国のほうの予算となっております。

○委員 ですよね、そうですね。そういう意味では、私、現金なもので、塩竈市の財布には痛まないんであれば、まあまあ、そんなに目くじら立てなくても、これはあまりふさわしい意見じゃないとは思いますが、でも、本当は競争がどうやったら確保されるかというのが一番重要なんで、やはり何か入札参加者がどうやったら増やせるかというのをまたこの案件についても考えていただければと思います。

私は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 時間的な問題なんですけれども、地震の発生が令和4年3月16日ということで、実際の契約が令和5年12月ということで、この時間差というか、国のというようなお金ということに関してもあると思うんですが、ちょっと時間的な問題というのはどのようなことだったのかなと。

○委員長 お願いします。

○土木課 委員おっしゃるように、ちょっと時間かかっております。

内容としましては、まず、災害が起きてから国等の事務手続が一つ時間がかかっていると。

あともう一つが、実は不調を2回しておりまして、不調の原因を調べたところ、国のほうと協議をしないといけないような内容というのが2回とも意見でしたので、その際にやはり協議に要する時間がかかったということで、地震発生から契約まで時間がかかっているとい

うような状況でございます。

○委員長 お願いします。

○委員 またちょっと案件の確認なんです、2ページを見ていただいたほうがいいかと思うんですが、災害復旧工事、国債の工事ということですから、公告時点の工期はこの期間でよろしいんですか。この令和5年12月6日から令和6年11月29日までという工期で公告されているんですか。これだと翌債承認か何か取っているか、債務を取っているかという形だと思いますけれども。

○土木課 工期に関しましては、公告したときは3月末になっていたと思います。その後、翌債承認が下りましたので工期のほうは延期しているような形になっております。

以上になります。

○委員 工事のボリューム的にはとても3月末では終わらない工事だと思うんですが、まあ、なので国の翌債承認を取って工期を延ばしているということだと思うんですが、公告している3月までという工期は暫定の工期であって、国の翌債承認が下りたらいずれ工期は適正な工期に延ばしますよというような、そういう事は特記仕様書とかに書いてあるんですか。

○土木課 特記仕様書には記載はございません。

○委員 1者応札だったということで、工事の規模も大きくて、このくらいの工事では何ゆえ人気がないんだろうかというのがちょっと不思議に思うところがあって、一つちょっと思ったのが、適正な工期というものを示して発注したんだろうかというのがちょっと一つあったので、県の場合だと、短い工期、どうしてもまだ翌債承認が取れていないときはやむを得ず3月までの工期で出すんですけれども、必ず、これはあくまで暫定の工期で、翌債承認取れたらちゃんと工期延ばしますよというのを書いて公告を出るんですが、そういったちょっと工夫なんか必要だったのかなという気がいたします。

あと、これも確認ですが、業種が建設工事となっていますが、これ公告するとき建設工事という業種で出すのでしょうか。

○事務局 お答えいたします。

公告の際の入札参加資格要件といたしましては、資料の169ページにございます2の入札参加資格でございます。その(3)で建設業法におけるのは土木一式工事の建設許可を得ているということでの公告となっております。

以上でございます。

○委員 土木一式で出しているんですね。

あと、参加条件のほうで、特定建設業の許可を受けていることを条件にしていますけれども、これは何か理由がありますか。特定建設業の許可を条件にしているということと、あと経審の点数が700点以上、あと技術者が2名以上という条件つけていますのは、この条件の理由って何かありますか。

○事務局 お答えいたします。

まず、土木一式総合評価点700点以上、かつ、1級技術者2名以上とあるんですが、こちらは塩竈市のAランク業者です。我々ですと土木一式工事の設計額が3,000万以上がAランク業者という決まりがありますので、その規定に倣った上でのAランク相当がこちらの基準となっております。

また、先ほどもう一点のご指摘ありました特定建設業、そちらにつきましては、こちら下請金額、その特定建設業が必要となる下請金額を超えるだろうと、こちらでもあらかじめ予測を立てた上での記載となっております。

以上となります。

○委員 ちょっと厳しいこと言うんですけども、その下請が必要かどうかというのは何で判断されるんですか。

○事務局 お答えいたします。

今までの我々のやり方ですと、ある程度金額見合いで判断しておりますが、今回は1億4,000、5,000万円ということで、下請が4,500万円以上いくんではないかということでの縛りを入れております。

以上です。

○委員 工事の規模が1億超えていらっしゃるの、それなりの下請というのは当然あるかと思うんですけども、業者さんによっては、特定建設業が必要なのは下請5,000万でしたっけ、ぐらいだったと思うんですけども、そこまでの下請は我が社は使いません。なので、我が社は一般建設業の許可ですという会社さんもまだまだたくさんいらっしゃるの、何かちょっとこの辺の条件のつけ方というのは、特に1者応札だったんで、何か少し条件を少し緩和してあげるなどの工夫なんかも必要なかななんていうふうにちょっと思いましたので、今後検討していただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかに先生方、ありますか。

あと、ちょっと私、ちらっとさっきお話聞いて気になったのが、国との交渉で遅れたという
か、それって、何ていったら、こういう工事って何せ復興事業なので急いで、急いでという
ふうな感じになると思うんですけれども、これ素朴な私からの質問なんですけれども、何か
分かることありましたら。

○土木課 当然、私たちも早期復旧することが地域のためになりますので、そういったところを
当然やりたいところなんですけれども、不調になった原因を調べますと、どうしても増額しない
と対応できないような状況になっています。この査定を受けて金額が決まって発注をしたん
ですが、それを上回るようなちょっと条件に今なったというのが不調の原因になりましたの
で、増額の要求をするのに国のほうと打合せをしなければならぬので、増額になると予算
がないので、ちょっと担保がないとなかなか当然発注できませんので、そこは国のほうと協
議をしながらということになります。

○委員長 どうもありがとうございました。

他にいらっしゃいますか。委員、お願いします。

○委員 改めて、先ほど委員からのご指摘ありました、契約してから、これ199ページで工事
変更請負契約書結んでいますので、3月29日を期日、完成、これは11月29日。当然、
だから他の、これを入札入れるときに、他の業者さんも3月29日ではなくて11月29日
なり、かなり工期が延びるよという予定というんでしょうか、それを事前にちゃんとお知ら
せしているということでしょうか。

○委員長 県の現状確認ということですか。

○委員 県のほうではそのようにやっています。短い、どうしても単年度の原則があるので、債
務負担行為を設定し、最初から2年、3年という工期で発注する工事もありますが、それ以
外は基本的には単年度という形なので、11月、12月と押し迫った時期にその発注をかけ
るもので、実際は10か月とかの工期が必要だったら当然次の年の8月までとかになるん
ですけれども、予算承認が、いわゆる翌債承認をまだもらっていないのにそれは議会軽視だ
と言われてしまうので、便宜上、3月までという工期を取るんですけれども、ただし書で、翌
債承認が下りたら必ず適正な工期に変更しますよと、それは8月まで延ばしますよとい
うことを書いていないと、業者さんが安心して、3か月でこの仕事やれと言われてもできな
いという話になるので、そこはただし書で必ず入れるようにしています。

○委員 ということで、こちらもそのようなただし書をちゃんと入れてやっているということで

すよね。ですよね。最初それ3月までで、その後、変更では、ちょっとあまりにもあれですから。まあ、その辺、皆さん、入札参加する人も皆さんよくご存じだとは思いますがね。

以上です。

○委員長 あとございませんか。よろしいですか。それでは、ありがとうございます。

これで「令4－依・4災・補 寒風沢漁港災害復旧工事」の質疑を終わります。

それでは、担当職員の交代をお願いいたします。

よろしいですか。

では、続いて、「令5－単 市立病院GHP（病棟系統）改修工事」について、担当課及び事務局から説明をお願いいたします。

○市立病院業務課 市立病院です。

「令5－単 市立病院GHP改修工事」についてご説明申し上げます。

まずは、事業概要説明資料の部分で、まず1ページでございます。

まず、概要ですが、順次改修を行っている病棟の空調設備のうち、未改修になっていたH－1系統、N－3系統、K－1系統、H－7系統、H－10系統の5系統について、室外機・室内機を改修することで療養環境を向上させるものということでした。

改修箇所につきましては、平面図の網かけ部分が改修になるということになります。

工期につきましては記載のとおりとなっております。

発注方法及び経過ですけれども、事後審査型制限付一般競争入札を適用しております。

発注契約、竣工までに至る経過は記載のとおりという流れとなっております。

2ページでございますが、審議事案説明という部分でございます。

発注方法につきましては、一般競争入札でございます。

事業概要については記載のとおりでございます。

資格要件等の内容についてですが、入札参加者が1者でございました。

手続の経過につきましては記載のとおりでございます。

金額等ですが、設計金額は5,727万7,000円、契約金額は5,610万円、落札率は97.95%でございました。

契約の相手方でございますが、G社。

3ページ以降につきましては、事業概要説明調書、契約台帳等々を添付しておりますので、

ご覧願いたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方、お願いします。委員、お願いします。

○委員 これは先ほど抽出理由のところで説明いたしましたけれども、この改修工事、何か同一業者じゃないかなというような臭いがふんぷんしたので、追加資料で、これよろしいでしょうか、お手元に、市立病院GHP改修工事实績過去5年分ということで資料を出していただきました。としたところ、令和2年、3年、4年、5年と全て例外なくG社さんが応札されて、2年度は随契ですかね、3年が一応応札、指名競争8者だけれども応札、札入れたのが1者だと。なので、一般競争、指名競争、随契と形は全部変わっているんだけど、とにかくすべからく1者が受注しているということで、手続はちゃんと取っているから手続に何か手落ちがあるということは決してないんだけど、やはりこうやって1者が過去において全て同様の工事を受注しているということは、適正な競争が働いていないのではないかと、いうおそれがあるので、その辺のところで競争性を働かせるために何か工夫とか、そういったことをされているんでしょうかというのがまず質問です。

○委員長 いかがでしょうか。

○事務局 お答えさせていただきます。

今、委員のほうからお話ありましたとおり、令和2年度から5年度までの随意契約で始まりまして、こちらについては急遽作動不能になったために随意契約を行ったものですが、3年度以降につきましては、計画的に改修を進めていく中で、当初は指名競争入札で応札1者と、こちらについては、技術者の配置のほうが困難というのが辞退理由のほうでは多かったところでございます。その後、5年度につきましては、金額的に塩竈市のほうの一般競争入札適用になります工事の1,000万超えというところで一般競争入札を適用させていただいておるんですけれども、実際、札を開けてみたところ、参加については1者だったという結果になっております。

○委員長 委員。

○委員 本当に現場を全く私知らないんで、笑っていただいても結構なんですけれども、であれば随契のときに、これと同じような工事やれそうな人を、全くこのG社さんと別の業者さんを試しに入れてみると、随契で。どの程度やれるのかという腕前を見る。1,000万以上

だと一応指名やんなきゃいけないから、今回5,000万超えているから一般競争やんなきゃいけないというのは分かるんですけども、市が仮に任意で随契できるとすれば別な業者をちょっと入れてみると。そうすればこういうことがないわけで、その結果、やっぱり駄目だったでも僕はいいと思うんです。いいと思うんですよ。思った成果を上げられなかった。でも、最低限の仕事はするんでしょうから。だけれども、こうこうこう、これ慣れている業者と慣れていない業者でどれだけ違うんだということも経験してみるのも私は重要なことだろうというふうに。要は、競争が働いていないというデメリットと、それで1者随契で、もしかしたらできないかもしれないけれどもやる気はあるぞというのを市のほうで選んでやったことで、そういったことによるメリットと比較してみると、メリットのほうは僕は大きいんじゃないかなという気がいたします。私の個人的な意見ですが、宜しくお願い致します。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員 すみません、非常に素人考えというか、素朴な疑問なんですけど、これ恐らく年次でちょっとずつ空調設備というふうなことを進めているんだらうと、改修工事というふうなことは進めているんだらうなと思うんですが、すごく素朴な疑問として、これ例えば、どうせ空調設備を全部直さなければならぬとすると、全部合わせて一括して発注するということなかなかできないものなんだろうということと、あわせて、例えば、病棟の空調設備というのは一般的なビルよりもよほど、例えば、細菌とか何かそういうような非常にデリケートなものを扱っているところの空調設備であれば専門業者というふうなことが分かるんですが、一般的な療養環境の向上ということであれば、多分その空調設備の改修って結構できるころはあるのではないかなと思うんですが、そういうまとめて、全体計画の中でまとめてどんと発注してしまうということはなかなかできないものなんでしょうか。

○市立病院事務部業務課 まとめて発注、確かにそのとおりなんですけど、病院の建物自体が60年物から30年、40年物ということで、増築、増築でつないでいるものもあります。あと病院の資金繰りという部分もございますので、あくまでも年次スパンで切りながらやっていくというような現状ということになっております。よろしくお願いします。

○委員 市立病院の場合は、確かに古いよね。市立病院の場合は、もうそろそろ経年劣化が激しくて、それこそ予算がつくんだったら別なところにするとか、建て替えたり、そういったあれもという事情がおりなんでしょうから、やっぱり単年度ベースで、何か特別といたら

あれなんですけれども、細切れにやっていかざるを得ないような事情があるのかななんて思っています。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 すみません、1点だけ教えてほしいんですけれども、1ページ目の概要のところに、もともこの空調設備というのが、最初に造られたのが平成11年ということでよろしいのでしょうか。そのときに設置した会社さんというのか、メーカーさんというのか、そこがどこというのと、このG社さんというのは、その何か系列会社とかそういう関係があるのかというのをちょっと教えていただきたい。

○事務局 お答えさせていただきます。

平成11年に病棟側のほうのGHP設置した際には、H社のほうが設置したということで記録が残っております。

○委員 G社さんとは全く関係がない、つながりがないんですか。

○事務局 病棟のほうの当初の設置時点では、G社とは特別関係はないと考えてございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員 何かガスヒーポンとかそういったものがうんとはやった時代じゃなかった。H社が結構エアコンの工事でいらっしゃったのは何かそんな気がするんですけれどもね。独り言です。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

これで「令5一単 市立病院GHP（病棟系統）改修工事」の質疑を終わります。

それでは、ここで10分間の休憩に入りたいと思います。

再開は15時10分ということでお願いします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

○委員長 それでは、よろしいですか。

「令和6年度 清掃工場施設運転管理業務委託」につきまして、担当課及び事務局より説明をお願いいたします。

○環境課 それでは、環境課より「令和6年度 清掃工場施設運転管理業務委託」についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

1の委託の内容でございますが、塩竈市内から収集運搬された可燃ごみを適正に処理するため、清掃工場の運転管理等を委託するものであります。

3の委託期間、こちらは令和6年4月1日からの単年度契約となります。

4の施設規模等々でございますが、本市の清掃工場、処理能力は1日約90トンでございます。施設の年間の処理量は1万9,861トン、令和5年度ベースで見込んでおります。施設の運営については24時間稼働となります。4人で1班を構成しまして、4班体制でローテーションを組んでおります。それに通常の日勤班3人を合わせた19人体制で施設運営を行っている現状でございます。

5の人員配置でございますが、今回の委託では、4班のうち、3班12人プラス日勤班1人、計13人の配置を求めるものとしております。

6の資格要件でございますが、本業務の参入に必要な要件としまして記載の3項目を載せております。これらの資格については、施設の安定的な運営に不可欠なものということであります。なお、こちらの資格につきましては、講習を受講することで取得が可能なものとなっております。

7、運転管理の従事日数でございますが、年間1人当たり250日を見込んでおります。

最後に、今回選定された理由としまして、1者応札となった経緯について簡単にご説明をいたします。

令和4年度の委員会におきまして本件の審議を受けておりますが、その際には、競争性が働いていないということでご指摘を受けておりました。それ以降、本市としましても、これまで発注に際しましては改善を図ってきたところであります。

具体的な点と変更点を申し上げますと、これまで例年2月に公募を行っていたものを半年以上前倒しをして公募を行っております。あわせまして、例年ですと公募期間10日ほど見込んでおりましたが、それを今回は35日ということで、早めに公募をして公募期間も長めに設定してきたという状況であります。

次に、過去の受注実績、こういったものを一切要件を外しております。また、公募エリアにつきましても、地域を限定せず、県外の業者でもオーケーというような形で拡大を図ってきたところでございます。あわせまして、市のSNSを活用しまして入札情報、こういったものも発信をして、いろんな考えられる取組というものを全て行った上で周知を図ってきたということでございますが、結果としまして、競争性の向上には至らなかったということでご

ざいます。

○事務局　続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料2ページをお開き願います。

発注方法は、一般競争入札を採用しております。

2の資格要件等ですが、主な参加資格の条件といたしまして、物品・役務部門の廃棄物または設備等保守管理において登録している者、こちらが383者となっており、さらに、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を有する者を配置できることとし、この要件で一般競争入札を実施いたしました。

4の金額等ですが、落札価格が税抜きで7,700万円、落札率が98.48%。

5の契約の相手方は、I社となっております。

続きまして、資料の4ページの契約台帳をお開き願います。

右側の表をご覧ください。

1者が入札参加し、1回目の入札で落札となりました。

説明は以上となります。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、委員の先生方、お願いいたします。委員、お願いします。

○委員　すみません。ということは、先ほどの説明で、令和4年のときには競争性が働いていないんじゃないのというのに対して、発注時期見直しと、それから公募の期間ですか、それもということで、しかも県外業者のほうも、要は市内にというふうに限定しないでということですね。そこまでやられると、要は県内にいないというね、あるいは皆さん、あうんの呼吸というやつなんでしょうかね。塩竈は塩竈の適当な業者さんがいらっしゃるんだからよそ者が云々という、今後どうなるかですね。だから、今回そういう意味では、まだ塩竈市に限定しないで県内ということでやられているとすれば……ううん、どうなんですかね。あとは全国あるいは東北だとか、そこまで広げるのかという、まあ、どうなんですかね。でも、結果的には、少なくとも県内にいる業者さんじゃないと、つまり常駐していらっしゃるわけだから、少なくとも2市3町あるいは仙台市ぐらいのところにいる方が作業に当たらないことにはどうしようもないんだろうと思うんですけれども、なかなか。でも、前回よりも改善していただいたということについては御礼を申し上げます。

○委員長　ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員 今、委員からもありましたように、指摘からは随分改善しているなということを踏まえて、いわゆる昭和51年の建物だということで、ざっともう50年くらいたっているというふうなことで、今後、例えば、建て替えみたいなこともあるからなのかもしれませんが、やっぱりこれ単年度契約ということ自体はこのまま続くのか、踏襲の中身であれば複数年というようなことができないのかということと、やはり金額的な問題だということだとすると、この積算のお金というのが上がり続けてきて、幾らかそういう状況になっているのかとか、その点いかがでしょうか。

○環境課 すみません、それではお答えさせていただきます。

まず、単年度契約につきましては、これまで本委託につきましてはずっと単年度契約で行ってきたものでございまして、委員ご指摘のとおり、やはり老朽化でもないんですが、築年数がやはり一定程度あるということで、操業停止とか、そういうのを考慮して単年度で行っている状況となります。ただ、複数年契約というのも考える余地はあるのかなと思っておりますので、今後内部のほうで検討させていただければと思います。

あと、やはり積算については、人件費はやはり最近になってもかなり高騰しているような傾向となっている状況でございます。

以上です。

○委員長 ほかに先生方。委員、お願いします。

○委員 こちらのI社さんというのは、ごみの収集作業もやられていらっしゃる業者さんですね。市内のほうでは、あとここと何者ぐらい集荷業務やられて、J社さんでしたっけ。

○環境課 ごみの収集の関係ですか。

○委員 はい。

○環境課 市内の許可業者、収集の一般廃棄物の許可業者は4者ございます。

○委員 4者。

○環境課 はい。

○委員 その中でI社だけが、ほかの3者さんもここにごみ持ち込んできてくるわけでしょう。違います。

○環境課 清掃工場にですか。そうです。

○委員 とすると、ほかの3者さんもやってみっかいねという動機働かないんでしょうか。規模の問題なんですかね、何なんでしょうか。

○環境課 こちらのほうで調査したことはないんですが、主に収集関係をメインとしているところですので、施設管理という意味で、そういった人員配置とかすぐできるのかというのが恐らくちょっと懸念事項になっているのかなというふうに、はい、そう思います。

○委員 すみません、むしろ入り口が収集で、燃やすところ出口だとすると、出口の作業をいかに合理化するか。そのために入り口の作業を合理にやっていけばもっと合理化できるぞとか、そういう作業をサイクルで請け負ったほうが改善する、何ていうんでしょうか、アイデアがより出やすくなるような気がするんだけど、あんまりそういうことを考える方っていないんですかね。

○委員長 難しいですね。ただ、今回いろいろ改善策というのを考えていただいたじゃないですか。これはもうもっと続けていただきたいと思うんですね。

それから、あと今、委員おっしゃったように、いろんなアンケート取るのもありだと思います。なぜこれ皆さん受けないのという、何が原因かですね。ちょっと本題と外れちゃった。

○委員 あともう一つ、特に近時、円安と人件費の上昇で、こちら原材料は特に使わない。やっぱり人件費かな。なので今後どんどんどん、7,900万、8,200万、8,400万。多分、今度来年になるともう確実に8,600万、8,700万だとなってくるんだろうという気はするんだけど、何かこういうの本当に皆さん、働いている人たちにちゃんと還元しているのかなというのが一番。私、会計士ですので、決算書をちょっと見せてみて。これ、どのぐらいで、この収入アップの率と人件費の増加でちゃんと還元しているんでしょうかという、何か、難しいかもしれないけれども。例えば、特命随契にして、その代わりにそういう人件費に対してちゃんと貢献しているかという、そういうのを条件につけてみるというのも一つの方法かなと。一般競争だとな、そういったものが、基本的に縛りをつけることができないんで、恐らくもう毎年自分たちに来るもんだと思ってたかをくくっているところがあって、ちゃんと働いている人に対しての還元をしているという証拠資料を提出してくださいと。その場合、特命随契でそれをちゃんと果たしている場合には受けますとか、そういったほうが何か健全かなという気がするんですけども。

ちなみに、委員、どうでしょうか。県のほうでは、こういったところどういった工夫されていますか。

○委員 どうしても設備系のこういう保守的なもの、管理的なものは、県のほうでもやっぱり同様な傾向があって、1者応札というのは非常に多いです。やっぱりそのノウハウがやっぱり

大事になるので、一回やった会社さん、先ほどの案件でメーカーとつながりがあるんですかというふうに聞いたのですが、大体は例えばK社が設置したとなれば、当然その後のメンテナンスも結局K社系の会社さんになって、ほかの会社さんが手を出しづらいという事情なんかがあるので、特にこの設備系とかというのはそういう傾向が強い。一回やっぱりやった会社さんがあると、どうしてもほかの会社さんは手を出しづらいんで、一回ノウハウそこでつくってしまうのでそういう傾向あるんだろかなとなるんですけれども、あとはやっぱり人気というか、やっぱり食いついてもらうための工夫としては、先ほど委員のほうからもありましたけれども、複数年契約にして少し呼んでくるというのはあるかもしれないなとは思っています、県でも今、維持管理業務ってたくさんあって、道路だったり、河川だったり、砂防だったり、あとダムだったり、設備だったりたくさんあるんですけれども、そういうのを今、包括複数年契約といって、単発じゃなくてまとめちゃって、しかも1年じゃなくて3年とか4年とかというふうに、長い期間で大きい大ロットにしてあって今、モデル的にやっているんですけれども、それだとやっぱり業者さん、請け負った業者さんに聞くと、人員配置の計画とか採用計画を立てやすい。来年も再来年もこの仕事があるから、じゃあ、ちょっと人を何人か雇おうかというような計画を立てやすいとか、あと包括複数年の場合は1業者じゃなくてJV組んで参加するというのもあるんですけれども、幾つかの業者でそれに入ることによって、会社さんによっては、今ちょっと我が社忙しいから、この維持管理業務についてはちょっと今暇そうなこの会社さんにやってもらってとか、そういうワークシェアがJVの中でできるということで、非常に、今までモデル的にやっているだけですけれども、業者さんのほうからは、こういう複数年契約とか、包括契約というものに関しては好意的に今受け取っていただいているので、こういった設備系のものも、もしほかにも、この清掃工場ですかね、これ以外にも何かもし設備があるなら、そういったものを包括するとか、あるいは包括がちょっと難しいとなっても、複数年契約というものをちょっと試してみるというのはちょっとあるのかなというふうには感じていました。

○委員 他の市町村でも歴史的に遡ると、結構独立した業者が何者かいたんです。最初はみんな競争していたんですけども、市町村に本店、支店を置いているところとかとなるともう決まっちゃうから、じゃあと言って、こちらがどうか分かりません、協業組合を組成するんですよ、今まで市内にあったやつ、全部が。そこで何とか規模をもう少し大きくして、こういう公共工事の受皿としてここにしようと。L社さんは僕はいいと思うんですよ。これとは全く

別な社会福祉の目的があるから、L社さんが市のそういったちょっとした業務を独占するというのは、公益法人だし、あそこはね。でも、やっぱり協業組合、事業協同組合というのは営利企業だから、やはりそのところは、じゃあ、営利企業だったらもうちょっと競争性を少し働かせてといいますか、だから塩竈だけじゃなくて、例えば2市3町さんとか、そういったところを対象にして、逆にどっかやるところねえかみたいにやられると。でも、そうすると2市3町でみんな合併したりしてね、組合つくったりして嫌んなっちゃうけれども、何かでも、少しこう、つんつんとやっていかないと、ずっと自分しか取るところないんだからというのだけはちょっとなという気はいたします。すみません。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、これで「令和6年度 清掃工場設備運転管理業務委託」の質疑を終わります。

それでは、担当課職員の交代、お願いいたします。大丈夫ですか。

それでは、続きまして、「塩竈市外国語指導助手派遣業務委託」について、担当課及び事務局の方から説明をお願いいたします。

○学校教育課 教育部学校教育課でございます。

「塩竈市外国語指導助手派遣業務委託」についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1、概要でございます。

小・中学校に配置している外国語指導助手、通称ALTについて、教育の質と教育機会の確保を目的に今年度から一部業務を委託するものでございます。

2、令和5年度の業務内容でございます。

事業目的は、児童生徒の国際理解を深めるとともに、中学校における英語教育の充実や小学校でのコミュニケーション能力の育成を図るためでございます。配置状況は、会計年度任用職員として3名雇用、うち2名は一般財団法人自治体国際化協会が実施するJETプログラムによって招致されております。残り1名は市が直接雇用です。勤務時間は週35時間、業務内容は外国語授業の補助、外国語教材作成の補助などございました。

JETプログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業でございます。学校での活動のほか、地域における国際交流活動に携わることにより、地域住民と様々な形で交流を深めているということから、ALTとしての研修を受けてくるというわけではなく、また、どのような方が配置されるか、前情報、また、打合せ等もなく配置されることに加えて、住まい、

病気、トラブルなど、全て市のほうで責任を持つ必要があったため、教育の質の向上と保証、そして担当職員の負担という点で大きな課題がありました。また、何よりも欠員になった際に、プログラムのスタートとなる7月まで不在のまま待たなければならないという大きな課題もありました。

3、派遣業務委託についてでございます。

先ほど申し上げました英語教育の質の確保や担当職員の負担軽減を図るため、本市の計画に基づき、今年度から3名中1名、下の表のALT③を民間事業者による人材派遣に切り換えを行いました。なお、英語教育に関する専門的知識や実績を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用することといたしました。

2ページをお開きください。

4、事業者選定の経過でございます。

11月8日から本市ホームページにより公募を開始いたしました。参加申込事業者は4者ございました。12月18日に選定委員会を行いまして、審査を行いました。

5、事業者の選定結果でございます。

4者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、最高評価点を獲得したM社を事業者として選定いたしました。総合評価結果は記載のとおりでございます。選定委員が7名、委員の構成は、実際にALTと共に働く市内の先生方にご協力をいただきました。

現在、4か月たちましたが、先ほど申し上げました課題も解決し、教育の質の確保がなされているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料3ページをお開き願います。

発注方法は、プロポーザル方式による特命随意契約としております。

2の随意契約理由ですが、公募型プロポーザル方式により選出された事業者との随意契約を行うものとなっております。

4の金額などでございますが、落札価格が税抜きで1,296万円、落札率が100%。

5の契約の相手方は、M社となっております。

続きまして、資料の5ページの契約台帳をお開きください。

右側の表をご覧ください。

こちらの案件につきましては、1 者特命随意契約ですので、1 回目の入札で落札となっております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、お願いいたします。委員、お願いします。

○委員 すみません、これ入札参加……プロポーザルの要項というのか、条件ってどこに書いてありますでしょうか。

○事務局 お答えいたします。

実施の要領につきましては資料の 1 2 ページです。こちらに要領のほうに記載されています。

○委員 参加条件ってどこに。誰でも参加できるわけではないと思うんですけども。ああ、これか、1 4 ページですか。プロポーザル参加要件。

○事務局 そうですね、1 4 ページの 5、プロポーザル参加要件になります。

○委員 これ全国どこでも応募できるんですか。何か取った会社さんが岩手県の会社さんだったので。

○事務局 そうですね。ここに地域要件、特段ここは設けてはいないので、全国どこでも参加可能という案件でございました。

○委員 これは、M 社さんという岩手県の会社さんの支店は宮城県にあったりするんですか、支店、営業所とか。

○学校教育課 お答えいたします。

仙台市でございます。

○委員 あるんですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長 委員。

○委員 すみません、2 ページの裏の 5 番のところの事業者の選定結果についてで、A、B、C、あと M 社、これらの企画提案の評価書とか、それから、あと価格は幾らだったのかとか、その辺の資料ございます。添付していただいていますかね。

○事務局 すみません、詳細な表はちょっとつけておりませんで、これは 2 ページのこの総合評価結果のみとなります。あと追加の資料で、評価点の実際の価格のほうだけはお示ししているような状況です。

○委員 価格どこですか。何ページでしょう。

○事務局 価格は別紙のほうでお示ししているところで、そこだけちょっと入っているような形です。

○委員 なるほど、分かりました。1, 296万で、金額、提案価格についてはこうだという。

今回はちょっとしようがないかもしれませんが、今後、できればそれぞれの、要は総合評価方式ですので、プロポーザル方式ですので、ちゃんとどういうプロポーザルの内容で、どこがプラスで、どこがマイナスというか、点数取れたのか、取れなかったのかというのを、ちょっと資料としては今後は添付していただければと思います。

○事務局 はい、分かりました。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 幾つかあるんですが、今の先生のほうからもあった5番の選定結果で、M社の企画提案が非常に抜きん出ているということで、ほかのところとの提案内容の差というのは具体的にどんなものであったのかというところが教えていただければなというふうに思います。

あと、このJETプログラムということだとすると、1ページに戻って、JETプログラムということ、地域における国際交流活動ということ、なかなか現実的にはこういったことというのはすごく難しいんじゃないかなとは思いますが、実際この方々が具体的にそういったところまでやられているのかというふうなこと、何か事例があったらお示しいただければな。あえてこのJETプログラムというものを使わなければならないものなのかということもあるかなと思いますので、と思われます。

3つ目のお話として、例えば、2ページ目に選定委員というふうなことで、もちろん教育関係の方々がこういったALTということであれば選定委員というふうなことにはなっているとは思いますが、仮にJETプログラムということだとすると、当然ある意味、地域の国際交流活動というふうなことをも踏まえた活動もしていただくということが前提になるはずなので、当然そういった部門の方も選定委員に入ってもいいのではないかな。それは市内外ということもあるかとは思いますが、その点、いかがでございますか。

○委員長 お願いします。

○学校教育課 まず、なぜM社、どこが違っていたのかというところで、ほかのところも非常に魅力的な教材そろえておったのですが、こちらのM社が一番日々の授業の質が上がるような具体的な提示がございまして、そこが一番の決め手となったところでした。それから、欠員

が発生したときに翌日からA L Tを配置しますという、そういった誰かが病気ですとか、空きがあつて学校に行けなくなった際に、別な者をすぐ、それは今年度実際にありまして、結果的に学校のほうで予定を変えたということあつたんで、人をちゃんと確実に保証してくださったので、その欠員が発生したときに別な者を配置するという、そういった確実なところ、トラブルにおいてマネジメント全てしていただけるという、そういった体制が整っているというところが一番大きなところでございました。

また、J E Tの業務の中で地域での活動ということで、なかなか学校の中に入っていますとほかの活動というのが難しい中ではあつたんですが、1つだけ、市内の幼稚園のクリスマスのイベントのお手伝いというのが1つございました。

それから、選定委員でございますが、選定委員は、やはり公平性というところを重視いたしました。事業の内容から鑑みて、とはいえ専門的なところでの視点も重要視いたしましたので、公平性というところで、中学校の校長先生であるとか、小学校の教頭先生であるとか、実際に英語を教えている、A L T、このお願いすることになる学校ではない英語の先生、公平性を保つためですけれども、というところで、学校現場からはそういったバランスを考えて委嘱いたしました。また、元教員でない立場ということで、教育部長は広い視野で市内のまちづくりという点でも非常に情報広くおありですので、こちらから委嘱いただきました。また、いろいろな雇用の形がございます。直接雇用であるとか、民間派遣、両方のA L Tと勤務したことがある、そういった経験のある方という者もこの中におりましたので、様々な知見によりご意見はいただきましたが、今後、今のご意見を参考にさせていただいて、また違う分野の方を選定委員としてお願いする必要があるなというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。委員、お願いします。

○委員 すみません、ちょっとくだらない話で、26ページ、これについて、「下記の内容について承認願います」と、「指名委員長殿」と。契約担当課長が千葉さんで、委員長が千葉さんと印鑑あるんですが、同一人物ではないですね。

○事務局 同一人物ではございませんで、委員長の千葉は千葉副市長になります。

○委員 ありがとうございます。

どうしましょかね、これ。ですから、評価の明細がないので、あとは指名委員の方の名簿、どういった方だったのかというのがないと何とも。ですから、ちょっと追加資料で、後日で

も構いませんので、ちょっと送っていただければなと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○委員長 それをお願いできますか。

○事務局 はい、分かりました。

○委員長 あとよろしいですか。

○委員 すみません、あと最後に、プロポーザル方式というのは、こうやって評価して入り口で評価するんです。今回これ3年間やりますよね。一番重要なのは出口の評価なんです。終了時に思ったら、本当に事前的にはそうというふうに言ってきたんだけど、本当はどうだということをやはり評価して、それについて今後の3年後とか、あとは同様の何か入札があった場合に利用するために、ぜひともそういった評価をお願いしたいなと思っております。

○委員長 先生のお話のとおりです。

あと私ちょっと今回見させていただいたときに思ったのが、来られる方、実際に教育に当たる方々、その方々がどういう方なのかというプロフィールなり、履歴なり、そういったものはどういうふうにチェックされているんですか。実際に来られた方ですね、その方がどういう方なのかというのは。それはもううちのほうは管理していないということになっちゃうんですか。

○学校教育課 まず、JETは全くありません。どなたが来るのかというのは前情報全くありません。

そして、今回のM社は、先ほど違いはということでしたが、ご説明の中で、この人をというプロフィールもつけて、この人を塩竈市に派遣しますという明確なご説明がありましたので、そこがとても信頼が持てるなというふうに思いましたので、顔写真も入ってこういう方ですというようなことでお示しありましたので、そこは安心できるところでございました。ほかのところはございませんでしたが、事前にこの方に決まりましたという段階、本当に直前のところでこちらのほうが知るようになります。それが実際のところでございます。

○委員長 分かりました。ありがとうございました。

あと委員の先生方、よろしいでしょうか。すみません、お願いいたします。

○委員 プロポーザルの内容、その審査については、ページでいうと17ページ、18ページの部分に、ここがそのプロポーザルの評価項目と、あと背景のウエイトということで書かれている部分だと思うんですけども、22ページが具体的なその審査するときのこれは審査

表という理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 お答えします。

今おっしゃるとおり、実際に審査のときに使わせていただいたのがこの22ページの採点表になります。こちらのほうに配点、それぞれ審査の方に丸をつけていただいて、評価をしていただいたというものになります。

○委員 各項目5段階評価でという形になっていて、この配点のウエイト、あと、もし、どうやって決めたというのが何かあるのであれば教えてほしかったんですが、分かりますか。

○学校教育課 10点のものが項目の中では多いんですが、20点が1つ、15点が2つ挙げさせていただいております。

こちらといたしましては、英語教育に関する方針・理念というところを最も重要視いたしましたので、こちらの配点を20点といたしました。

次に、危機管理体制・法令遵守、こちらも非常に大事だというふうに捉え、2番目に大事だと捉え、15点の配点といたしました。また、経営状況、ここも連動するんだと思うんですが、代わりの者を配置するとか、そういった経営状況が安定していないとそういったところも保証できないというところからの事業者の概要というところも15点ということで、ほかの10点よりも高い点数とさせていただきまして、そこを重要視いたしました。

以上でございます。

○委員 これはあくまで塩竈市さんのオリジナルな考えということでよろしいんですね。何かどこかそういうほかの団体とかのやつを参考にしているとかじゃなくて、あくまで塩竈市さん独自に、ここは重要だからこのウエイトを高くしてというような、あくまで塩竈市さんの独自の判断でウエイト配分をしているという理解でよろしいですか。

○学校教育課 お答えします。

審査の主な視点については、他市のものを参考にさせていただいたんですけれども、ただ、この点数の配分でいいのかというのは、事前に委員の皆さんのほうで、これでよいかということを確認の上で係数をかけておりますので、ある意味、独自といえば独自というふうに捉えていただければと思います。

○委員 ありがとうございます。

委員の方に聞いてウエイト配分も決定しているということで、先ほどほかの委員の方からもありましたけれども、そもそも内部の方だけで委員構成していいのかというのものもあるの

で、今後はちょっと外部の、そういった国際交流とか、そういうものに関係するような外部の方も何か委員に加えたほうがいいのかなんというふうには思います。

あと、最後になりますが、15ページですかね、プロポの選定をやっていって結果が出ると思うんですけども、これどこまで外部に公表されているんですか、このプロポの結果というものは。

○事務局 その結果につきましては本市のホームページのほうで公表しておりますが、恐らく業者名だけ、点数というのは掲載していないと思います。

○学校教育課 点数のほうは上げてはいないんですけども、業者名と、あとなぜこの会社にしたのかという理由までは上げております。

○委員 業者名というのは、第1位の業者さんの名前だけで、参加しているほかのA、B、C社さんの名前は出ない。

○学校教育課 出ないです。

○委員 点数は出るんですか。

○委員 この株式会社インタラック北日本さんが第1位で、点数は何点ですよという情報だけが出る。

○学校教育課 そちらは上げていたと思うんですけども。

○委員 A社さん、B社さん、C社さんは名前も出なければ点数も出ない。

○学校教育課 申し訳ございません、ただいまそのホームページ上の掲載がどこまで載っていたかというのが思い出せない状態ではあるんですが。

○委員 分かりました。

○委員 それに併せて。ですから、この追加資料をこの形で出してあげりゃ、A社さん、B社さん、C社さん、自分がどれだというのは自分しか分からないはずで。ですよ、入札、自分の出した金額は分かっているだろうから。他の人は分かんないだろうから、この形で出してもあんまり問題なかろうと。逆に、じゃあ、何でこんなに企画提案、内容評価点ですか、これ低かったのか。これも若干の何か明細でもありゃあれかもしれないけれども。でも、そこまでやはり開示したほうが透明性の観点からはよろしいんじゃないかなという、私個人的には気はしますが。特定されるのは駄目なんで、個人情報というか、そういった結果を。でも、本人しか分からない程度の範囲のものであれば、今後の入札の足しにしてもらえればということで思います。

○委員長 お願いします。

○事務局 すみません、我々のほうもプロポーザルの方式等を実施関係でちょっとガイドラインというのをつくってまして、一応その中に選定結果の公表ということで、一応今現状の我々のガイドラインによりますと、選定結果につきましては、指名委員会後にホームページに掲載することとすると。なお、その掲載の項目は基本的に最優秀提案者のみにするというので今、記載がありますので、それに倣って今、学校教育課さんではやったのかなと思います。

以上です。

○委員長 ほかに、委員の先生方よろしいですか。それでは、ありがとうございました。よろしいですね。

これで「塩竈市外国語指導助手派遣業務委託」の質疑を終わります。

それでは、担当課職員の方々、どうもご苦労さまでございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。
